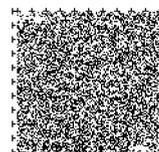
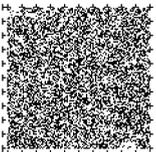


第6次新座市障がい者基本計画
第7期新座市障がい福祉計画
第3期新座市障がい児福祉計画

資料編





資料 1 障がい者数の推移

1 総人口及び障がい者数の推移

総人口については、令和5年3月に改訂された新座市人口ビジョンを参考とし、令和5年4月1日時点の年齢別人口等を基にコーホート要因法※により、1歳別、男女別に推計しました。その結果、令和5年度の165,611人から令和10年度には164,120人に減少することが予測されます。

身体障がい者手帳取得者数については、総人口に占める割合が18歳未満は増加傾向、18歳以上は減少傾向にあることから、令和元年度から令和5年度にかけての総人口における出現率を基に、将来の出現率を求め、人口推計に乗じることによって求めました。

療育手帳取得者数及び精神障がい者保健福祉手帳取得者数については、総人口に占める割合が増加傾向にあることから、令和元年度から令和5年度にかけての総人口における出現率を基に、将来の出現率を求め、人口推計に乗じることによって求めました。

難病患者数については、年度によって対象となる疾病が異なりますが、総人口に占める割合が増加傾向にあることから、令和元年度から令和5年度にかけての総人口における出現率を基に、将来の出現率を求め、人口推計に乗じることによって求めました。

※ コーホートとは、年齢階層のことを言い、コーホート要因法とは、ある年の10歳の人口がn人である場合、翌年には11歳の人口がn人になることを前提に、自然動態（出生・死亡）や社会動態（転入・転出）の動向を加味して推計を行う方法を言います。

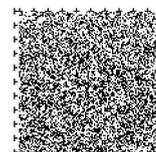


表1 障がい者数の推移（各年4月1日時点）

単位：人（％）※1

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	165,372 (100%)	165,987 (100%)	166,247 (100%)	165,741 (100%)	165,611 (100%)
身体障がい者手帳 小計	4,277 (2.59%)	4,284 (2.58%)	4,161 (2.50%)	4,243 (2.56%)	4,132 (2.50%)
18歳以上	4,192 (2.53%)	4,198 (2.53%)	4,075 (2.45%)	4,154 (2.51%)	4,049 (2.44%)
18歳未満	85 (0.05%)	86 (0.05%)	86 (0.05%)	89 (0.05%)	83 (0.05%)
療育手帳 小計	999 (0.60%)	1,026 (0.62%)	1,049 (0.63%)	1,106 (0.67%)	1,153 (0.70%)
18歳以上	714 (0.43%)	740 (0.45%)	753 (0.45%)	765 (0.46%)	794 (0.48%)
18歳未満	285 (0.17%)	286 (0.17%)	296 (0.18%)	341 (0.21%)	359 (0.22%)
精神障がい者保健福祉手帳 小計	1,604 (0.97%)	1,767 (1.06%)	1,838 (1.11%)	1,970 (1.19%)	2,134 (1.29%)
18歳以上	—	—	—	—	2,069 (1.25%)
18歳未満	—	—	—	—	65 (0.03%)
難病患者※2 小計	1,230 (0.74%)	1,279 (0.77%)	1,394 (0.84%)	1,380 (0.83%)	1,351 (0.82%)
指定難病等医療 給付制度受給者数	1,077 (0.65%)	1,121 (0.68%)	1,237 (0.74%)	1,214 (0.73%)	1,210 (0.73%)
小児慢性特定疾病 受給者数	153 (0.09%)	158 (0.10%)	157 (0.09%)	166 (0.10%)	141 (0.09%)
合計	8,110 (4.90%)	8,356 (5.03%)	8,442 (5.08%)	8,699 (5.25%)	8,770 (5.30%)

※1 表の割合（％）は、小数点第3位を四捨五入した数値です。

※2 難病患者は、埼玉県の指定難病等医療給付制度の受給者数及び小児慢性特定疾病の受給者数であり、保健所年報（埼玉県朝霞保健所発行）から各年3月31日時点の人数を引用しています。

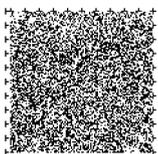
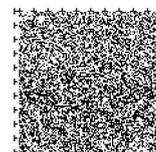


表2 障がい者数の将来推計（各年4月1日時点）

単位：人（％）※

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
総人口	164,559 (100%)	164,641 (100%)	164,467 (100%)	164,293 (100%)	164,120 (100%)
身体障がい者手帳 小計	4,059 (2.47%)	4,023 (2.44%)	3,981 (2.42%)	3,938 (2.40%)	3,896 (2.37%)
18歳以上	3,964 (2.41%)	3,927 (2.39%)	3,883 (2.36%)	3,838 (2.34%)	3,794 (2.31%)
18歳未満	95 (0.06%)	96 (0.06%)	98 (0.06%)	100 (0.06%)	102 (0.06%)
療育手帳 小計	1,197 (0.73%)	1,239 (0.75%)	1,280 (0.78%)	1,320 (0.80%)	1,359 (0.83%)
18歳以上	808 (0.49%)	827 (0.50%)	846 (0.51%)	864 (0.53%)	882 (0.54%)
18歳未満	389 (0.24%)	412 (0.25%)	434 (0.26%)	456 (0.28%)	477 (0.29%)
精神障がい者保健福祉手帳 小計	2,225 (1.35%)	2,351 (1.43%)	2,474 (1.50%)	2,596 (1.58%)	2,718 (1.66%)
18歳以上	2,157 (1.31%)	2,279 (1.38%)	2,399 (1.46%)	2,517 (1.53%)	2,635 (1.61%)
18歳未満	68 (0.04%)	72 (0.04%)	75 (0.05%)	79 (0.05%)	83 (0.05%)
難病患者 小計	1,503 (0.91%)	1,559 (0.95%)	1,612 (0.98%)	1,666 (1.01%)	1,719 (1.05%)
指定難病等医療 給付制度受給者数	1,333 (0.81%)	1,385 (0.84%)	1,435 (0.87%)	1,485 (0.90%)	1,535 (0.94%)
小児慢性特定疾病 受給者数	170 (0.10%)	174 (0.11%)	177 (0.11%)	181 (0.11%)	184 (0.11%)
合計	8,984 (5.46%)	9,172 (5.57%)	9,347 (5.68%)	9,520 (5.79%)	9,692 (5.91%)

※ 表の割合（％）は、小数点第3位を四捨五入した数値です。



2 手帳の等級別人数

(1) 身体障がい者手帳取得者の等級別人数（各年4月1日時点）

単位：人（％）※

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度	1級	1,188 (27.78%)	1,437 (33.54%)	1,391 (33.43%)	1,406 (33.14%)	1,355 (32.79%)
	2級	691 (16.16%)	615 (14.36%)	597 (14.35%)	614 (14.47%)	604 (14.62%)
中度	3級	863 (20.18%)	722 (16.85%)	691 (16.61%)	724 (17.06%)	704 (17.04%)
	4級	1,072 (25.06%)	1,035 (24.16%)	1,018 (24.47%)	1,030 (24.28%)	1,010 (24.44%)
軽度	5級	231 (5.40%)	230 (5.37%)	232 (5.57%)	225 (5.30%)	223 (5.40%)
	6級	232 (5.42%)	245 (5.72%)	232 (5.57%)	244 (5.75%)	236 (5.71%)
合計		4,277 (100%)	4,284 (100%)	4,161 (100%)	4,243 (100%)	4,132 (100%)

※ 表の割合（％）は、小数点第3位を四捨五入した数値です。

(2) 療育手帳取得者の等級別人数（各年4月1日時点）

単位：人（％）※

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
㊤	157 (15.72%)	165 (16.08%)	167 (15.92%)	182 (16.46%)	185 (16.05%)
A	249 (24.92%)	247 (24.07%)	248 (23.64%)	245 (22.15%)	259 (22.46%)
B	276 (27.63%)	285 (27.78%)	293 (27.93%)	319 (28.84%)	336 (29.14%)
C	317 (31.73%)	329 (32.07%)	341 (32.51%)	360 (32.55%)	373 (32.35%)
合計	999 (100%)	1,026 (100%)	1,049 (100%)	1,106 (100%)	1,153 (100%)

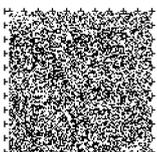
※ 表の割合（％）は、小数点第3位を四捨五入した数値です。

(3) 精神障がい者保健福祉手帳取得者の等級別人数（各年4月1日時点）

単位：人（％）※

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	167 (10.41%)	153 (8.66%)	152 (8.27%)	154 (7.82%)	163 (7.64%)
2級	985 (61.41%)	1,100 (62.25%)	1,141 (62.08%)	1,238 (62.84%)	1,321 (61.90%)
3級	452 (28.18%)	514 (29.09%)	545 (29.65%)	578 (29.34%)	650 (30.46%)
合計	1,604 (100%)	1,767 (100%)	1,838 (100%)	1,970 (100%)	2,134 (100%)

※ 表の割合（％）は、小数点第3位を四捨五入した数値です。



資料2 障がい者の生活や意識に関する調査の概要

この計画を策定するに当たり、「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査」を実施しました。調査の概要は次のとおりです。詳細については、「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査結果報告書」（令和5年3月）をご覧ください。

(1) 調査の目的

この調査は、障がい者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、「第6次新座市障がい者基本計画」並びに「第7期新座市障がい福祉計画」及び「第3期新座市障がい児福祉計画」策定のための基礎資料を収集することを目的として実施しました。

(2) 調査対象者

本市に住所を有する方で令和4年8月1日現在、18歳以上の障がい者、難病患者及び18歳未満の障がい児を、下記の区分で対象者を抽出しました。

調査区分	対 象	対象者数(人)
① 身体障がい者	身体障がい者手帳をお持ちの方	3,911
② 知的障がい者	療育手帳をお持ちの方	663
③ 精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	1,841
④ 難病患者	令和2年度に新座市難病患者支援金を受給された方	309
⑤ 障がい児	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、障がい福祉サービスを利用されている方又は令和2年度に新座市難病患者支援金を受給された方	787

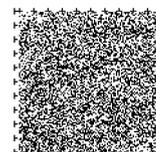
(3) 調査方法及び調査期間

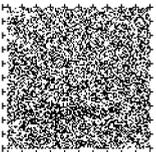
調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：令和4年10月

(4) 回収結果

調査区分	対象者数(人)	有効回収数(人)	有効回収率(%)
① 身体障がい者	3,911	2,064	52.8
② 知的障がい者	663	286	43.1
③ 精神障がい者	1,841	692	37.6
④ 難病患者	309	162	52.4
⑤ 障がい児	787	328	41.7
合計	7,511	3,532	47.0





資料3

「第6次新座市障がい者基本計画策定に伴う公聴会」の概要

第6次新座市障がい者基本計画の策定に当たり、新座市障がい者施策委員会の主催により、「第6次新座市障がい者基本計画策定に伴う公聴会」を開催しました。

1 開催日時及び場所

日時：令和5年9月28日 午前10時から午前11時20分まで

場所：新座市役所本庁舎5階 全員協議会室及び第1委員会室

2 意見を発表した団体

てんとうむし・にいざ、新座市視覚障がい者友の会、特定非営利活動法人にんじん畑、キャベツの会、新座市聴覚障害者協会、新座市身体障害者福祉会、特定非営利活動法人ふくしネットにいざ、新座市精神障害者家族会やすらぎの会、さくらの会

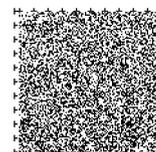
3 意見の内容

(1) 基本方針1 共に支える地域づくりの推進に関すること

- 心のバリアフリーは、共に育ち、共に行動し、共に時間を過ごすことから生まれ育つものだと思う。理解しているだけでは、心のバリアはなかなか解消されないと考えている。

(2) 基本方針2 権利擁護の充実に関すること

- 障がいへの無理解と自分より弱いと思った人に向かう言葉や力の暴力は、人を差別し、その人の持つ権利を奪うと思う。差別や虐待をしない、させないという意味で、「権利擁護の充実」は重点的に推進してほしい。
- どこに相談したらよいのかが分からない、障がい福祉サービスが複雑でよく分からないとの声が多いことから、「情報提供体制の充実」と「相談支援体制の充実」を重点的に推進してほしい。
- 一人暮らしの高齢のろう者が増えており、困り事を誰に相談したらよいのかが分からない現状があるため、手話対応ができる相談支援体制を整備してほしい。
- ピアカウンセリングや家族学習会が有効だと感じた。市からも支援をしてほしい。
- 「地域生活支援拠点等の充実」を推進し、緊急時にサポートを受けられる制度を作してほしい。親や親族も高齢化し、家族だけでは対応しきれなくなっている。
- 親亡き後の問題では、残された障がい者が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度や障がい福祉サービスを充実させ、本人の自己決定を尊重することが重要である。
- 現在も障がい者差別に苦しんでいる現状があることから、差別解消という方針は必要である。



(3) 基本方針3 共に育ち、学ぶ保育・教育の充実に関すること

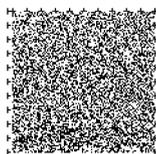
- 「共に育ち、学ぶ保育・教育の充実」の「共に育ち」とは、一番大きな課題である。幼少期からの共に過ごし学ぶ体験は、共生社会を形成するために大切である。特別支援学校に行くのか又は地域の小学校に行くのか、子どもは選ぶことができず、行政も親に選択をさせる。地域や学校等で共に学ぶ環境を作っていくことが必要である。障がい者が地域で当たり前で暮らすための仕組みを考えてほしい。
- 強度行動障がいや医療的ケア児など重度の障がいがある人が安心して利用できるような事業所が少ない。「医療的ケア児とその保護者への支援の推進」を重点的に推進してほしい。その上で、福祉の担い手の質の維持と向上が必要だと考えている。人材不足等の問題もあるため、1事業所の問題とせず、障がい福祉サービスの専門的な人材育成を後押ししてほしい。

(4) 基本方針4 安心・安全な福祉のまちづくりの推進に関すること

- 防災への取組の推進と周知が大切であり、地域全体のこととして考える必要がある。広報での周知や、地域全体で取り組む避難訓練を計画的に実施してほしい。市も障がい者団体も一緒に取り組むことで、実効性が高まると考えている。
- 災害時に支援が必要な人の個別避難計画を作ることが必要である。
- 聴覚障がい者の避難のため、各避難所に「耳が聞こえません」と記載されたベストを数枚備蓄してほしい。また、避難所において、音声の案内が聞こえないため、支援物資配布等の情報を得ることができるよう、手話や筆談でコミュニケーションがとれる体制を作してほしい。
- 避難訓練の際、避難所の武道場とトイレに段差があり電動車椅子が入れなかった。障がい者だけでなく、妊産婦や病気療養中の人等様々な人たちが避難所を有効に利用できるよう、庁内関係部署が防災対応のプロジェクトを立ち上げ、福祉避難所として機能する環境整備を進めることが必要である。
- 住環境の整備として、同じ障がいであっても介助の方法が人によって異なるため、その人に合ったオーダーメイドの障がい福祉サービスの在り方を考える必要がある。
- グループホームが増えてきているが、利用者のニーズに合った運営を行ってほしい。数はあっても、思うように利用できていない人がいる。
- 「ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進」については、重点的に推進してほしい。公共施設のエレベーター設置については、長年要望している。文言だけを掲げているだけではなく、実現してほしい。

(5) 基本方針5 保健・医療の充実に関すること

- 障がい者は様々な医療機関を利用しており、医療従事者が障がいの特性を理解し、その特性に合った対応をしてくれる医療機関もある。配慮を必要とする人たちが、安心して治療を受けられる体制づくりが必要である。
 - ひきこもりがちな精神障がい者への対策をしてほしい。なかなか外に出られない人も多く、アウトリーチを充実させてほしい。家族だけに任せるのではなく、個別の支援を図ってほしい。



(6) 基本方針6 生活支援サービスの充実に関すること

- 障がい者が日常生活を送るために必要となるのが障がい福祉サービスであり、その充実が必要である。
- 家族会の活動について支援してほしい。
- 現在の重度心身障がい者医療費支給制度は、精神障がい者保健福祉手帳2級所持者が対象外となっている。埼玉県議会でも請願が採択されているが、なかなか進んでいないので、適用されるようにしてほしい。

(7) 基本方針7 就労支援施策の充実に関すること

- 介護を必要とする障がい者が働ける環境を整備することが必要である。
- 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業のような制度を整えてほしい。

(8) 基本方針8 社会参加の拡大に関すること

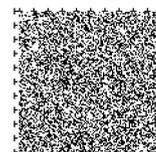
- 地域での暮らしを続けるために移動支援は重要であり、地域、社会全体でサポートしてほしい。
- 外出手段となる移動支援事業、生活サポート事業、同行援護等の移動サービスについて、事業所の予約に苦慮している利用者の現状を踏まえ、制度の周知や事業所の拡充等、更に充実させてほしい。
- にいバス等の公共交通機関の利便性の向上に取り組んでほしい。
- 手話通訳者の数が足りていない現状があるので、更に増えるよう拡充を図ってほしい。
- 市役所等からの文書をガイドヘルパーに代読してもらうことが多いため、音声コード「Uni-Voice」の導入を検討してほしい。
- 障がい者の自立と社会参加のため、地域において人とのつながりをサポートする役割や、コーディネートする取組を行政にも担ってほしい。

(9) 基本方針9 計画推進基盤の整備に関すること

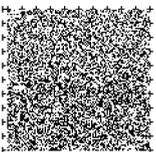
- 庁内関係部署が防災対応のプロジェクトを立ち上げ、避難訓練の実施や、福祉避難所の整備を進めることが必要である。

(10) その他

- 小・中学校で行われている学習会では、車椅子体験や点字、手話の学習等を行うことにより、障がいのある人と子どもたちとの交流を図っている。これを年に1回ではなく開催する回数を増やすことができれば、更に福祉や障がいについて伝わると考えている。また、子どもたちが車椅子をただ押すような体験をするだけでなく、子どもたち自身が考えて学ぶような機会になると良い。
- 精神疾患になった時に、本人も家族もどうしていいかわからない状態になってしまう。現在高校では教科書に記載されているが、小学校高学年くらいの早い段階から、精神疾患に関する授業を学校で実施してほしい。
- 新座市に視覚障がい者が安心して集まり、交流を図れるような場所ができれば良い。施設に通所していると、施設ごとの集まりとなるため、交流できる場所を作ってほしい。



- 高齢の聴覚障がい者がデイサービス等を利用する際、職員を含め周りに手話ができる人がいないので孤立する傾向にある。手話を学び、コミュニケーションがとれる社会を作ってほしい。



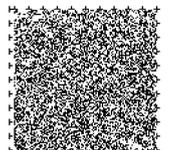
資料4 策定体制

1 新座市障がい者施策委員会委員名簿

令和6年2月20日現在（任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）

選出区分	氏名	所属
障がい者及びその家族	山口 博司	—
障がい者福祉関係団体の代表者	新井 啓司	社会福祉法人にいざ
	○石井 英子	社会福祉法人新座市障害者を守る会
	木村 静江	新座市視覚障がい者友の会
	荻原 伊佐夫	特定非営利活動法人にんじん畑
	井ノ山 正文	特定非営利活動法人ふくしネットにいざ
	並木 則康	社会福祉法人埼玉福祉会
	鯉淵 庸子	新座市聴覚障害者協会
	鈴木 浩司	新座市身体障害者福祉会
障がい者の福祉に携わる事業に従事する者	大島 孝之	社会福祉法人新座市社会福祉協議会
	原 愛	堀ノ内病院
	布川 英之	埼玉県立和光特別支援学校
関係機関の代表者	松前 節子	新座市社会福祉協議会ボランティア団体協議会
	岡野 信幸	新座市立小学校長会
	山田 なぎさ	新座市民生委員・児童委員協議会
	早坂 寿々江	新座市商工会
	横山 創	埼玉県朝霞保健所
	宮崎 廣志	朝霞公共職業安定所
学識経験者	細谷 忠司	十文字学園女子大学
	◎平野 方紹	元立教大学
市民	中島 智子	—
	甲田 由夏	—

◎は委員長、○は副委員長、敬称略

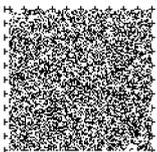


2 新座市地域自立支援協議会委員名簿

令和6年2月20日現在（任期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで）

選出区分	氏名	所属
障がい者等及びその家族	奥山 ひとみ	—
障がい者等の相談支援事業に従事する者	高野 通尚	社会福祉法人にいざ
	安田 実子	特定非営利活動法人暮らしネット・えん
障がい福祉サービス事業に従事する者	井上 美緒	社会福祉法人ヤマト自立センター
	○川俣 真吾	社会福祉法人埼玉福祉会
	比良 亜希子	特定非営利活動法人ウェルハーモニー
	大野 聡	特定非営利活動法人ふくしネットにいざ
	石川 達也	社会福祉法人新座市障害者を守る会
	佐藤 早登美	特定非営利活動法人太陽
	佐野 雅之	特定非営利活動法人すまいる
障がい者等の福祉、保健、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者	津嶋 喜代栄	医療法人社団武蔵野会新座病院
	仲山 梨奈	医療法人社団ユーアイエメリー会新座すずのきクリニック
障がい者等の福祉、保健、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者 市職員	島田 明希	新座市いきいき健康部保健センター
	坂根 英子	新座市学校教育部教育相談センター
障がい福祉サービス事業に従事する者 障がい者団体の関係者	石井 勝美	特定非営利活動法人にんじん畑 新座市視覚障がい者友の会
障がい者団体の関係者	井戸川 章代	新座市精神障害者家族会やすらぎの会
障がい者の権利擁護の関係者	榎本 信廣	新座市民生委員・児童委員協議会
	小野 誠	社会福祉法人新座市社会福祉協議会
障がい者の権利擁護の関係者 市職員	大工原 さゆり	新座市こども未来部こども支援課
学識経験者	◎坂本 佳代子	坂本福祉相談事務所

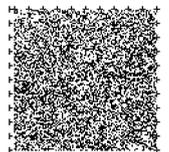
◎は会長、○は副会長、敬称略



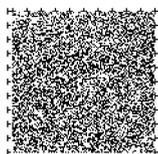
資料 5

策定経過

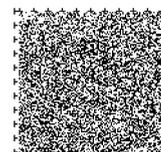
開催年月日	議題及び配布資料
令和5年 5月12日	<p>第1回新座市障がい者施策委員会 第1回新座市地域自立支援協議会（合同会議）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新座市障がい者施策委員会の委員長及び副委員長の選出について 2 新座市障がい者基本計画等の諮問について 3 新座市障がい者基本計画等の策定について <p>〔配布資料〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新座市障がい者施策委員会委員名簿 2 新座市地域自立支援協議会委員名簿 3 第6次新座市障がい者基本計画・第7期新座市障がい福祉計画・第3期新座市障がい児福祉計画策定スケジュール（令和5年5月12日時点の予定） 4 現計画に係る評価等について 5 令和5年度第1回新座市地域自立支援協議会について（報告）
令和5年 8月8日	<p>第2回新座市障がい者施策委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新座市障がい者基本計画（第5次）の評価結果報告書（案）について 2 新座市障がい者基本計画（第6次）の骨子（案）について <p>〔配布資料〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新座市障がい者基本計画（第5次）評価結果報告書（案） 2 新座市障がい者基本計画（第6次）骨子（案）
令和5年 8月9日	<p>第2回新座市地域自立支援協議会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「第6期新座市障がい福祉計画 第2期新座市障がい児福祉計画 進捗状況と課題」について 2 相談支援部会からの報告 3 子ども部会からの報告 4 地域移行・定着支援部会からの報告 5 地域生活支援部会からの報告 <p>〔配布資料〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第6期新座市障がい福祉計画 第2期新座市障がい児福祉計画進捗状況と課題（案） 2 相談支援部会資料 3 子ども部会報告及び今後の予定 4 地域生活支援部会 活動報告 新座市における地域生活支援拠点等事業に関する意見書 5 基幹相談支援センター 活動報告及び今後の予定 6 地域移行・定着支援部会報告

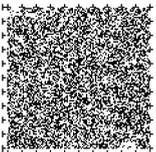


開催年月日	議題及び配布資料
令和5年 9月28日	第3回新座市障がい者施策委員会 第6次新座市障がい者基本計画策定に伴う公聴会 〔配布資料〕 新座市障がい者基本計画（第6次）骨子（案）
令和5年 10月11日	第4回新座市障がい者施策委員会 1 新座市障がい者基本計画（第5次）の評価結果報告書（案）について 2 新座市障がい者基本計画（第6次）の骨子（案）について 3 新座市障がい者基本計画（第6次）「分野別施策の展開」（案）について 〔配布資料〕 1 新座市障がい者基本計画（第5次）評価結果報告書（案） 2 新座市障がい者基本計画（第6次）骨子（案） 3 新座市障がい者基本計画（第6次）「分野別施策の展開」（案）
令和5年 10月13日	第3回新座市地域自立支援協議会 1 「第7期新座市障がい福祉計画 第3期新座市障がい児福祉計画 素案」について 2 相談支援部会からの報告 3 子ども部会からの報告 4 地域移行・定着支援部会からの報告 5 地域生活支援部会からの報告 〔配布資料〕 1 第7期新座市障がい福祉計画 第3期新座市障がい児福祉計画（案） 2 相談支援部会資料 3 子ども部会報告及び今後の予定 4 令和5年度地域移行・定着支援部会（報告） 5 地域生活支援部会 活動報告
令和5年 11月13日	第5回新座市障がい者施策委員会 第4回新座市地域自立支援協議会（合同会議） 1 第6次新座市障がい者基本計画・第7期新座市障がい福祉計画・第3期新座市障がい児福祉計画（案）について 2 計画の基本目標について 〔配布資料〕 1 第6次新座市障がい者基本計画・第7期新座市障がい福祉計画・第3期新座市障がい児福祉計画 第1章～第3章（案） 2 第6次新座市障がい者基本計画・第7期新座市障がい福祉計画・第3期新座市障がい児福祉計画 第4章（案） 3 第6次新座市障がい者基本計画・第7期新座市障がい福祉計画・第3期新座市障がい児福祉計画 資料1・資料2・資料3（案） 4 新座市障がい者基本計画並びに新座市障がい福祉計画及び新座市障がい児福祉計画の基本目標・スローガン（案）



開催年月日	議題及び配布資料
令和5年 12月6日 ～ 令和6年 1月5日	第6次新座市障がい者基本計画並びに第7期新座市障がい福祉計画及び第3期新座市障がい児福祉計画について、新座市パブリック・コメント手続条例に基づく意見募集の実施
令和6年 2月1日	<p>第6回新座市障がい者施策委員会 第5回新座市地域自立支援協議会（合同会議）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第6次新座市障がい者基本計画・第7期新座市障がい福祉計画・第3期新座市障がい児福祉計画（素案）に対する意見と考え方について 2 第6次新座市障がい者基本計画・第7期新座市障がい福祉計画・第3期新座市障がい児福祉計画（答申案）について <p>〔配布資料〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第6次新座市障がい者基本計画・第7期新座市障がい福祉計画・第3期新座市障がい児福祉計画（素案）に対する意見と考え方 2 第6次新座市障がい者基本計画・第7期新座市障がい福祉計画・第3期新座市障がい児福祉計画（答申案） 3 音声コード「Uni-Voice」（ユニボイス）
令和6年 2月20日	第6次新座市障がい者基本計画並びに第7期新座市障がい福祉計画及び第3期新座市障がい児福祉計画の答申





資料6 諮問書

新障福発第834号
令和5年5月12日

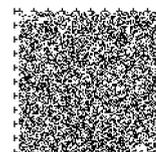
新座市障がい者施策委員会
委員長 平野 方紹 様

新座市長 並 木 傑

第6次新座市障がい者基本計画について（諮問）

本市では、第5次新座市障がい者基本計画（平成29年度策定）並びに第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画（令和2年度策定）に基づき、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らし、共に創る地域社会の実現」に向けて障がい者施策の推進に努めてまいりました。これらの計画は、本年度で目標年次を迎えます。

このため、共に暮らすための新座市障がい者基本条例第16条第1号の規定に基づき、障がい者に対する支援を効果的に実現するため、新たに令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第6次新座市障がい者基本計画を策定するに当たり、貴委員会の意見を求めます。



新障福発第835号
令和5年5月12日

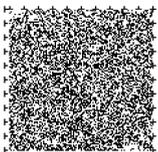
新座市地域自立支援協議会
会長 坂本 佳代子 様

新座市長 並 木 傑

第7期新座市障がい福祉計画及び第3期新座市障がい児福祉計画について（諮問）

本市では、第5次新座市障がい者基本計画（平成29年度策定）並びに第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画（令和2年度策定）に基づき、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らし、共に創る地域社会の実現」に向けて障がい者施策の推進に努めてまいりました。これらの計画は、本年度で目標年次を迎えます。

このため、新座市地域自立支援協議会条例第2条第2号の規定に基づき、障がい者に対する支援を効果的に実現するため、新たに令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第7期新座市障がい福祉計画及び第3期新座市障がい児福祉計画を策定するに当たり、貴協議会の意見を求めます。



資料 7 答申書

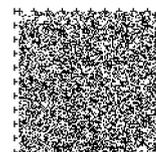
令和 6 年 2 月 2 0 日

新座市長 並木 傑 様

新座市障がい者施策委員会
委員長 平野 方紹

第 6 次新座市障がい者基本計画について（答申）

令和 5 年 5 月 1 2 日付け新障福発第 8 3 4 号で諮問のありました「第 6 次新座市障がい者基本計画」について、当委員会は、新座市地域自立支援協議会と共に審議を重ねた結果、別冊の計画案をもって、答申します。



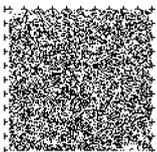
令和6年2月20日

新座市長 並木 傑 様

新座市地域自立支援協議会
会長 坂本 佳代子

第7期新座市障がい福祉計画及び第3期新座市障がい児福祉計画について（答申）

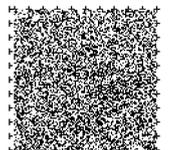
令和5年5月12日付け新障福発第835号で諮問のありました「第7期新座市障がい福祉計画及び第3期新座市障がい児福祉計画」について、当協議会は、新座市障がい者施策委員会と共に審議を重ねた結果、別冊の計画案をもって、答申します。



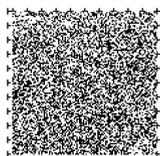
資料 8

障がい者施策の主な歩み

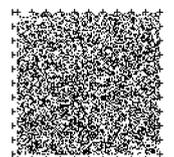
	新座市	国
平成 24年	<p>2月 「第4次新座市障がい者基本計画（平成24年度～平成28年度、後に平成29年度まで延長）及び第3期新座市障がい福祉計画（平成24年度～平成26年度）」策定</p> <p>4月 こぶしの森（新座市障がい者支援施設）民営化、多機能型施設（生活介護及び就労継続支援B型）に移行</p> <p>4月 地域活動支援センター事業開始</p>	<p>10月 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行</p>
平成 25年	<p>4月 みどり学園、わかば学園を児童発達支援施設に移行</p> <p>4月 障がい者相談支援事業業務委託を開始</p>	<p>4月 障がい者の法定雇用率が引上げになる。</p> <p>4月 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」一部施行</p> <p>4月 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行</p> <p>9月 「障害者基本計画（第3次）」閣議決定</p>
平成 26年	<p>1月 地域活動支援センター「福祉工房 楓」移転</p> <p>4月 「共に暮らすための新座市障がい者基本条例の一部を改正する条例」施行（基本理念等に係る改正）</p>	<p>1月 「障害者権利条約」批准</p> <p>4月 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」全面施行</p> <p>4月 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」一部施行</p>
平成 27年	<p>3月 「第4期新座市障がい福祉計画」（平成27年度～平成29年度）策定</p>	<p>1月 「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行</p> <p>2月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定</p>
平成 28年	<p>4月 「共に暮らすための新座市障がい者基本条例の一部を改正する条例」施行（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行に係る改正）</p>	<p>4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行</p> <p>4月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」一部施行</p> <p>5月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行</p> <p>8月 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」施行</p>

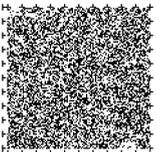


	新座市	国
平成 29年	10月 地域活動支援センター「いざ生活支援センター」移転 10月 就労継続支援B型事業所「くるみの木」移転	3月 「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定
平成 30年	3月 「第5次新座市障がい者基本計画（平成30年度～令和5年度）並びに第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）」策定 8月 地域活動支援センター「障害者地域活動センターふらっと」移転	3月 「障害者基本計画（第4次）」閣議決定 4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行 4月 障がい者の法定雇用率が引き上げになる。 6月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 11月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行 12月 「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行
令和 元年	10月 「新座市児童発達支援センター条例」施行 10月 新座市児童発達支援センター「アシタエール」開所	6月 「成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」施行 6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行
令和 2年	10月 「新座市基幹相談支援センターえん」開所 10月 「新座市基幹相談支援センターいざ生活支援センター」開所	4月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」施行 6月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行 12月 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」施行
令和 3年	3月 「第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」策定	8月 東京2020パラリンピック開催 9月 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
令和 4年		3月 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 5月 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」施行 9月 「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」を受けた国連の障害者の権利に関する委員会から総括所見（勧告）が公表



	新座市	国
令和 5年		3月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（変更）」閣議決定 3月 「障害者基本計画（第5次）」閣議決定
令和 6年	3月 「第6次新座市障がい者基本計画（令和6年度～令和11年度）並びに第7期新座市障がい福祉計画及び第3期新座市障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」策定	4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行 4月 「児童福祉法等の一部を改正する法律」施行 4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」施行 4月 障がい者の法定雇用率が引上げになる。





資料9 用語解説

ア行

○アウトリーチ（訪問支援）

本来は、手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味で、医療・福祉関係者が直接的に出向いて心理的なケアと共に必要とされる支援に取り組むことをいう。精神障がい者の支援においては、治療中断者やひきこもり状態にある者等に対し、医療や福祉サービスにつながない（中断している）段階からの支援を行う手法である。

○アクセシビリティ

利用者が機器やサービスを円滑に利用できることをいう。

例として、ウェブにおいては、障がいの有無や年齢などにかかわらず、誰でも利用できるという考え方をいう。

○あんしんサポートねっと（日常生活自立支援事業）

知的障がい・精神障がい者等に対し、福祉サービス利用の手続や日常的金銭管理等を手伝う事業のことで、社会福祉協議会が実施している。

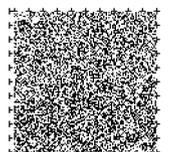
○意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みのことをいう。

○医療的ケア・医療的ケア児

医療的ケアとは、たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養などの医療的介助行為のことをいう。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が令和3年9月18日から施行され、この法律において、医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。



○インクルーシブ教育

埼玉県特別支援教育推進計画（令和4年度～令和6年度）において、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system 包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要と定義されている。

○NPO

Non Profit Organization の略で、継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称のことをいう。平成10年にこれに法人格を与え活動を促進するための特定非営利活動促進法が成立した。

○LLブック

LLはスウェーデン語の Lättläst 「やさしく読みやすい」という言葉の略であり、LLブックは知的障がい者等を対象とした「やさしく読みやすい本」である。読みやすく書かれた文章に文章の内容を示した絵や写真、記号等から構成されている。

力行

○基幹相談支援センター

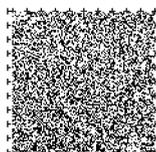
地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいの種別や各種ニーズに対応する専門的知識を有する職員を設置し、障がいのある人や関係機関からの相談等の業務を総合的に行うことを目的とした施設である。

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて最も効果的な方法により設置することができることされており、「市町村」や「市町村から委託を受けた事業所」が設置主体となる。

基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を行うことにより、相談支援機能の強化を図ることが基幹相談支援センター等強化事業である。

○強度行動障がい

自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいう。



○グループホーム（共同生活援助）

地域において自立した日常生活を営む上で日常生活の援助が必要な障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う事業又は施設のごとで、障害者総合支援法における「共同生活援助」のことをいう。

また、一人暮らし等を希望する人に対する支援や退去後の相談に応じる。

○ケアマネジメント

援助を必要としている人と地域のさまざまな社会資源の間に立って、サービス等の提供を調整し、総合的かつ継続的に援助を行い、ニーズを満たすようにする方法のことをいう。

○高次脳機能障がい

事故や疾病を原因とする脳の器質的病変により、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の症状があり、日常生活や社会生活に制約がある状態のことをいう。症状によって精神障がい者保健福祉手帳等の対象となる。

○合理的配慮

障がい者から、社会的障壁（障がい者が利用しにくい施設や制度、障がい者を意識していない慣習や文化等）に係る改善要望があったときに、過度な負担とならない範囲で対応することをいう。例として、講演会等における手話の見えやすい座席の確保や段差を解消するためのスロープの設置等が挙げられる。

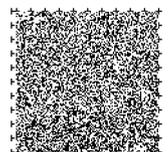
平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」において、合理的配慮の提供が地方自治体に義務付けられ、事業者等には努力義務として規定された。

令和3年度の法改正により、令和6年4月1日から、事業者等にも義務付けられることとなる。

○個別避難計画

避難行動要支援者ごとに作成し、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための計画をいう。計画に記載する内容は、災害対策基本法で定められており、避難行動要支援者の情報のほか、避難支援等を実施する者の情報、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項などである。

なお、令和3年度の災害対策基本法の一部改正により、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務と規定されている。



サ行

○作業療法

身体、精神、発達、高齢期の障がいや、環境への不適応により、日々の作業に困難が生じ、又はそれが予測される人や集団に対し、人々の健康と幸福を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる作業に焦点を当てた治療、指導、援助のことをいう。

作業とは、対象となる人々にとって、目的や価値を持つ生活行為を指す。

○指定一般相談支援事業所

障がい福祉に関する様々な問題について、障がい者や家族からの相談に応じるほか、地域移行支援及び地域定着支援を行う事業所をいう。

○指定特定相談支援事業所（指定障がい児相談支援事業所）

障がい福祉に関する様々な問題について、障がい者や家族からの相談に応じ、障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者等に対しては、サービス提供事業者との連絡調整をし、サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）の立案やモニタリングを行う事業所をいう。

○児童発達支援センター

児童福祉法で児童福祉施設に定義され、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障がい児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、指定障がい児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設をいう。

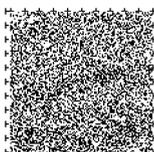
○市民後見人

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人以外の成年後見制度利用者と親族関係及び交友関係のない第三者であって、社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた後見人のことをいう。

○障がい者雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づいて定められる障がい者の雇用割合のことをいう。平成30年4月1日からは雇用率の算定基礎の対象に精神障がい者が加えられた。障がい者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障がい者雇用納付金の納付を義務付け、達成している事業主に対しては、障がい者雇用調整金や報奨金が支給される。

令和6年4月1日からの障がい者雇用率については、民間企業では2.3%から2.7%に、国・地方公共団体等では2.6%から3.0%（教育委員会では2.5%から2.9%）に改めることとされた。ただし、経過措置として、令和8年6月30日までの間については、民間企業では2.5%、国・地方公共団体等では2.8%（教育委員会では2.7%）とされている。



○障がい者支援施設

施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型を行う施設をいう。

○障がい者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びこれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせん等、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う施設のことをいう。

○障がい者就労支援センター

障がい者の就労機会の拡大を図るため、市が設置している組織で、障がい者やその家族の求めに応じて職業に係る相談、就職準備の支援、職場実習の支援、職場への定着、職場の開拓に係る支援等を行う。

○障がい者福祉センター

障がい者福祉の増進を図るため、市が設置している組織で、障がい者等に対し、各種相談、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーション等のための便宜を総合的に提供している。

障がい者福祉センターは、複合施設「福祉の里」に所在している。

○身体障がい者相談員

身体障害者福祉法に基づいて、身体障がい者の福祉の増進を図るため、身体障がい者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者で、市町村長が委託する。

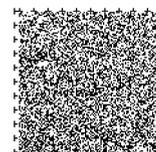
○身体障がい者手帳

身体障害者福祉法に掲げる身体の障がいがある人を対象として都道府県知事等が交付するものをいう。

各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

○生活サポート事業

在宅障がい児・者の社会活動等を支援するため、障がい者の一時預かりや送迎等、障がい児・者及びその家族のニーズに応じた福祉サービスを実施する民間サービス団体に市が補助を行うもので、埼玉県補助事業である。



○精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として都道府県知事等が交付するもののことをいう。

各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者も地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムをいう。

○成年後見制度

知的障がいや精神障がい等により、判断能力が不十分な成年者の身上監護を行うとともに、財産や権利を保護するための制度のことをいう。本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度である。

○全身性障がい者介護人派遣事業

在宅の重度の全身性障がい者に対し、介助人を派遣することにより、自立した地域生活を支えることを目的として実施するもので、埼玉県補助事業である。

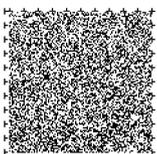
○ソーシャルワーク

国際ソーシャルワーク学校連盟、国際ソーシャルワーカー連盟によって「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。」とされている。

障がい者支援においては、障がい者と必要な社会資源との関係調整の機能と障がい者の問題解決能力や社会とのつながりを強化する機能が求められる。

○相談支援専門員

相談支援従事者研修を受講した者であって一定の条件を満たした者のうち、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所に配置され、それぞれの事業所の業務に従事する者をいう。



夕行

○第三者評価

社会福祉事業の経営者が提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することをいう。

○地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことをいう。

地域共生社会については、厚生労働省ホームページにおいて、ポータルサイトを設けて情報を発信している。

○地域自立支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う会議体のことをいう。

なお、令和5年度において、本市では、4つの専門部会（相談支援部会、子ども部会、地域移行・定着支援部会及び地域生活支援部会）を設置している。

○知的障がい者相談員

知的障害者福祉法に基づいて、知的障がい者の福祉の増進を図るため、知的障がい者又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者で、市町村長が委託する。

○デフリンピック

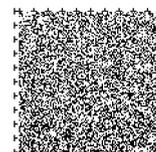
デフリンピックとは、「デフ+オリンピック」のことをいう。

デフ（Deaf）とは、英語で「耳が聞こえない」を意味し、国際的な聴覚に障がいのある人のためのオリンピックである。

オリンピックと同じように4年に1度、夏季大会と冬季大会がそれぞれ開かれており、ルールはオリンピックとほぼ同じであるが、耳の聞こえない人のために様々な工夫がされている。

○特別支援教育支援員

小・中学校において、特別な教育的配慮を必要とする児童及び生徒への支援のために置かれる職員のことで、学習面・生活面等、教育活動全般においてサポートを行う。



ナ行

○難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされている。

難病医療費助成制度の対象疾病は、令和3年11月1日から338疾病（小児慢性特定疾病医療費助成制度は788疾病）とされているが、障害者総合支援法の対象となる疾病は366疾病である。

○ノーマライゼーション

北欧から世界へ広まった障がい者施策の重要な概念であり、社会の主流となっている規範や形態にできるだけ近い日常生活の条件を、障がい者が得られるようにすることという考え方をいう。

障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す。

ハ行

○発達障がい

自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症（ADHD）、学習症（学習障がい）、チック症、吃音など、これに類する障がい特性であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。

特性を重ねて持つ場合も多く、それぞれの障がいを明確に分けて診断することが難しいことが知られており、年齢や環境により目立つ症状が異なるため、診断された時期により、診断名が変わる場合もある。

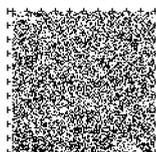
○バリアフリー

社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと建築用語として使用されていた。障がい者だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられている。

○避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のことをいう。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正から使用されている言葉である。



○ピアカウンセリング

同じ体験をした仲間が、同じ体験をしている仲間の相談に乗ったり、生活を助けたりすることで困難を乗り越える支援のことをいう。

○福祉有償運送

タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利法人等が、実費の範囲内であり営利とは認められない範囲の対価によって定員11人未満の自家用自動車を使用してその法人等の会員に対して行う、原則としてドア・ツー・ドアの輸送サービスのことをいう。

○福祉用具

「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（福祉用具法）」では、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障がい者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具」と定義されている。

なお、補装具とは、障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具のことで、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車椅子、歩行器等がある。

ヤ行

○ヤングケアラー

埼玉県ケアラー支援条例において、「ケアラー」とは、高齢、身体上又は精神上的の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいい、「ヤングケアラー」とは、ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。

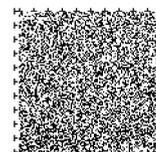
○優先調達推進方針

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の規定により、障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るため、地方公共団体等が策定・公表し、方針に即した調達等を行うものである。

平成25年4月1日から施行しており、本市でも、毎年度、この方針を定めている。

○ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいのあるなし等にかかわらず、全ての人が暮らしやすいまちや利用しやすい施設、製品、サービス等をつくっていかうとする考え方のことをいう。



○要約筆記

聴覚障がい者等のためのコミュニケーション手段の一つであって、話の内容を要約し、それを筆記して聴覚障がい者等に伝達するものをいう。OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話の内容を書きスクリーンに投影する方法、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法、対象者が少ない場合は、隣で紙に書いていく方法等がある。

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業では、要約筆記者を都道府県等が実施する要約筆記者養成研修事業において要約筆記者として登録された者をいう。

ラ行

○理学療法

身体に障がいのある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

○リハビリテーション

運動障がいの機能回復訓練といった意味で用いられることもあるが、障がい者等の身体的、精神的な適応能力回復のための技術的訓練、障がいにかかわらず人間らしく生きることができるようにするための技術及び社会的、政策的対応の総合的体系といった意味でも用いられる。

○療育手帳

知的障がい者等への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの人に対して各種の援助措置を受けやすくするため、知的障がいと判定された人に対して、都道府県知事等が交付するものをいう。

各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

※ 各サービスの概要については、「第4章 第7期新座市障がい福祉計画 第3期新座市障がい児福祉計画」をご覧ください。



障がいのある人もない人も共に暮らすまち・にいざ
第6次新座市障がい者基本計画
第7期新座市障がい福祉計画
第3期新座市障がい児福祉計画

発行日 令和6年3月
発行 新座市
編集 新座市総合福祉部障がい者福祉課
〒352-8623
埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

